

第60号議案

福井県奨学育英基金管理規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県奨学育英基金管理規則（昭和45年教育委員会規則第8号）の一部を改正する。

令和2年3月23日提出

教育長 豊北 欽一

提 案 理 由

世界を舞台に活躍できる人材を育成するため、海外の高校へ長期留学する高校生の保護者の経済的負担を減らし1年留学の応募者数を増やすために給付の増額を行う。

福井県奨学育英基金管理規則の一部改正について

1 改正の理由

世界を舞台に活躍できる人材を育成するため、海外の高校へ長期留学する高校生の保護者の経済的負担を減らし1年留学の応募者数を増やすために給付の増額を行う。

2 改正の主な内容

- ・ 給付金額を規定（第三条）

1 学年間留学 年額60万円→120万円

3 施行期日 公布日施行

改正案	現行
<p>(奨学金の貸付額および給付額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付額は、一学年度間の留学については年額百二十万円以内、二学年度間の留学については年額三百万円以内(留学先が外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)第二条のアジア大洋州局の所掌に属する国または地域(同令第三十七条第一項の大洋州課の所掌に属するものを除く。)である場合にあつては、年額二百五十万円以内)で、教育委員会が必要と認めた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(奨学金の貸付額および給付額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付額は、一学年度間の留学については年額六十万円以内、二学年度間の留学については年額三百万円以内(留学先が外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)第二条のアジア大洋州局の所掌に属する国または地域(同令第三十七条第一項の大洋州課の所掌に属するものを除く。)である場合にあつては、年額二百五十万円以内)で、教育委員会が必要と認めた額とする。</p>

福井県きぼう応援海外留学奨学金

福井県では、国際社会で活躍できる人材を育成するため、新たに、高校生の長期海外留学（1年または2年間）に対する奨学金制度を平成28年10月に設けました。

長期間の海外高校での修学により、世界に通用する英語力・国際感覚を身に付け、卒業後は世界を舞台に活躍することを夢見る高校生を応援します。

<奨学金制度の概要>

対象者	福井県内の高校に在学する高校生 (日本国籍または永住権を有するもの)	
留学期間 および 対象留学	留学期間	対象留学
	1年間 (1学年間)	学校長が留学先での履修を単位として認定する予定の留学 あるいは、公益社団法人、公益財団法人が提供等する留学プログラム
	2年間 (2学年間)	公益社団法人、公益財団法人が提供等する留学プログラム
奨学金の 対象費用	授業料、現地生活費（寮費・ホームステイ費用）、渡航費 など	

留学期間	奨学金の額（上限額）	採用予定人数
1年間 (1学年間)	120万円/年	若干名 (毎年4～5名程度)
2年間 (2学年間)	アジア地域※への留学 250万円/年 その他地域への留学 300万円/年	毎年1～2名程度

※アジア地域 南アジア、東アジア、東南アジア

○この奨学金は、趣旨に御賛同いただいた方からの寄付金（ふるさと納税）を財源に実施しています。高校生のきぼうを応援するため、寄付に御協力をお願いします。

○詳細は、下記までお問い合わせください。

【留学に関するお問い合わせ先】 福井県教育庁教育政策課

0776-20-0295

【寄付金に関するお問い合わせ先】 福井県交流文化部定住交流課

0776-20-0665

<参考>

奨学金の対象となる留学プログラムを提供している公益法人

公益社団法人 ユナイテッド・ワールド・カレッジ（UWC）日本協会

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/UWC/>

公益財団法人 AFS日本協会

<http://www.afs.or.jp/>

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL）

<http://www.eiljapan.org/index.html>



健康長寿の福井

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県

